

## 印刷業における化学物質管理に関する調査票

本調査票は、全国の印刷会社を対象に、化学物質の使用状況等について点検いただくものです。対策を実施していない項目については改善をお願いいたします。

回答に当たりましては、質問ごとに設定した答えの中から選択し、その番号と必要な事項を回答票に記入の上、管轄の労働局あて8月20日(月)までにFAX等で提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた点検票の内容は、正確に記入し、必ず期日までに提出願います。提出いただけない場合は、労働基準監督署からの立入調査の対象となることがあります。

### 質問

#### 1 貴事業場の規模についてお尋ねします。

問1 貴事業場の労働者数は何人ですか。

(労働者数は平成24年7月1日現在で、常勤パート・常勤アルバイトも含めて下さい。)

- ① 事業場規模
1. 1~19人 2. 20~49人 3. 50~99人 4. 100~299人 5. 300人~499人 6. 500~999人 7. 1000人以上
- ② 企業全体規模
1. 1~19人 2. 20~49人 3. 50~99人 4. 100~299人 5. 300人~499人 6. 500~999人 7. 1000人以上

回答のメモ用に使用して下さい。

#### 2 貴社の工程についてお尋ねします。

問2 貴社では、次のどの工程を行っていますか(対象をすべて回答)。

1. 製版 2. 印版 3. 平台校正 4. オフ枚葉印刷 5. デジタル印刷 6. フォーム印刷  
7. 光沢加工 8. 仕上げ工程(製本・折り・製函・抜き・裁断・スリッター・製袋・コレクター)  
9. シール印刷 10. グラビア印刷(ラミネーション含む) 11. スクリーン印刷  
12. その他( )

問3 作業場は、どのような環境にありますか。

1. 地下室  
2. 地下室ではないが、窓を閉め切るなど通風が不十分な屋内作業場  
3. 開放された窓がある通風が十分な屋内作業場

※ 換気装置の稼働の有無にかかわらず通風の状態を評価してください。



## 5 有機溶剤等の管理についてお尋ねします。

以下は問7において、いずれかに「1. ある」と回答された場合にご回答をお願いします。

問8 有機溶剤等について、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置していますか。

1. 設置している      2. 設置していない      3. 対象でない

※ 第1種、第2種有機溶剤については必要です。構造・性能に要件があります。

問9 有機溶剤等について、全体換気装置を設置していますか。

1. 設置している      2. 設置していない      3. 対象でない

※ 第3種有機溶剤については局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置が必要です。

問10 有機溶剤等について、特殊健康診断を6ヵ月以内ごとに実施していますか。

1. 実施している      2. 実施していない

※ 一般定期健康診断と異なり、実施したら事業場規模によらず健康診断結果報告書の提出が必要です。

問11 有機溶剤作業主任者を選任していますか。

1. 選任している      2. 選任していない

※ 技能講習修了者のうちから、事業者が選任して職務をさせなければなりません。

問12 有機溶剤等について、作業環境測定を実施していますか。

1. 実施している      2. 実施していない      3. 対象でない

※ 第1種、第2種有機溶剤については必要です。事業場に結果等を保存しなければなりません。

問13 問12で作業環境測定を実施している場合、直近の管理区分を記入ください。

1. 第1管理区分のみ      2. 第2管理区分がある      3. 第3管理区分がある

※ 改善措置と労働者への周知が必要です。



問14 労働安全衛生法に基づく次の措置を講じていますか。

- ① 衛生委員会の設置      (労働者数50人以上の事業場)
- ② 産業医の選任      (労働者数50人以上の事業場)
- ③ 衛生管理者の選任      (労働者数50人以上の事業場)
- ④ 保護手袋の使用      (不浸透性のものでなければいけません。)

1. 講じている      2. 講じていない      3. 対象でない

  
  
  

ご協力ありがとうございました。  
以上で質問は終わりです。質問の答えを回答票に記載の上、平成24年8月20日(月)までにFAX等で提出をお願いいたします。送付先は回答票の裏面にあります。

<有機溶剤中毒予防規則対象物質>

種別	代表的なもの	その他
第1種	トリクロルエチレン (TCE)	<u>クロロホルム</u> <u>四塩化炭素</u> <u>1,2-ジクロルエタン</u> 1,2-ジクロルエチレン 1,1,2,2-テトラクロルエタン 二硫化炭素
第2種	<u>ジクロルメタン</u> (ジクロロメタン、 塩化メチレン) イソプロピルアルコール (IPA) * * (湿し水に含有) トルエン キシレン <u>テトラクロルエチレン (PCE)</u> <u>1,1,1-トリクロルエタン</u> ** ** (生産、輸入は禁止) ノルマルヘキサン 1-ブタノール 酢酸エチル 酢酸メチル アセトン メタノール	イソブチルアルコール イソヘキシルアルコール (イソアミルアルコール) エチルエーテル エチレンジクロルモノエチルエーテル (セロソルフ) エチレンジクロルモノエチルエーテルアセテート (セロソルフアセテート) エチレンジクロルモノノルマルブチルエーテル (ブチルセロソルフ) エチレンジクロルモノメチルエーテル (メチルセロソルフ) オルトジクロルベンゼン クレゾール クロルベンゼン 酢酸イソブチル 酢酸イソブチル 酢酸イソヘキシル (酢酸イソミアル) 酢酸ノルマルブチル 酢酸ノルマルブチル 酢酸ノルマルヘキシル (酢酸ノルマルヘキシル) シクロヘキサノール シクロヘキサン <u>1,4-ジオキサン</u> <u>N,N-ジメチルホルムアミド</u> スチレン テトラヒドロフラン 2-ブタノール メチルイソブチルケトン メチルエチルケトン メチルシクロヘキサノール メチルシクロヘキサン メチルノルマルブチルケトン
第3種	石油ナフサ ミネラルスピリット	ガソリン コールタールナフサ 石油エーテル 石油ベンジン テレピン油

「クロル...」は「クロロ...」と表記されることがあります。

<がん原性指針対象物質>

	代表的なもの	その他
	1,2-ジクロロプロパン <u>ジクロロメタン</u> <u>テトラクロルエチレン</u> <u>1,1,1-トリクロルエタン</u>	アントラセン 2,3-エポキシ-1-ブチルノール 塩化アリル オルトフェニレンジアミン及びその塩 キノリン及びその塩 1-クロロ-2-ニトロベンゼン <u>クロホルム</u> 酢酸ビニル <u>四塩化炭素</u> <u>1,4-ジオキサン</u> 1,2-ジクロルエタン 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン <u>N,N-ジメチルホルムアミド</u> ノルマルブチル-2,3-エポキシブチルエーテル パラジクロルベンゼン パラニトロアニソール パラニトロクロルベンゼン ヒドランジン及びその塩並びにヒドランジンを水和物 ピフェニル 2-ブチナール 1-ブチル-3-クロロプロパン

(下線は有機則とがん原性指針の両方に規定されているもの)